公的輸出信用からみたOECD

——Level Playing Fieldの追求者に わが国はどう対峙すべきか——

Consultant/Policy Analyst Export Credits Division, Trade and Agriculture Directorate OECD





OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development:経済協力開発機構)は、フランス・パリに本部を置く国際機関で、「世界最大のシンクタンク」や「世界のスタンダード・セッター」などと呼ばれている。全体の概要については、経済産業省や外務省、OECD日本代表部のホームページが詳しいのでそちらに譲る。

JBICはOECDのExport Credits Division (輸出信用課、以下「XCR」) に1991年より出向者を派遣しており、ECA (Export Credit Agency:輸出信用機関)としてのOECDとの交流の歴史もさることながら、人的交流の歴史も長い。

本稿ではまず、XCRへの出向者(筆者)の視点から、 輸出信用においてOECDが果たす役割や、わが国ECA のひとつであるJBICとOECDとの関係性について書い ていきたい。また次号では、XCRでの勤務を通じて、よ り広い視野でOECDという国際機関で筆者がみたもの、 感じたものについて触れてみたい。

なお、本稿の内容については筆者個人の見解によるものであり、筆者が所属する組織の立場を示すものではない。

Export Credits Divisionが担う役割

詳細に入る前に、OECDの組織運営にかかる枠組みについて簡単に触れる。まず、最高意思決定機関として各OECD加盟国の閣僚級代表により組織される「Council:閣僚理事会」があり、その下に政治経済に関するさまざまなトピックを扱う「Committee:委員会」が組織され、各委員会の場で加盟国代表はそのトピックに関する政策について議論や情報交換を行う。また、より専門的なトピックについては、下部組織として「Working Party:作業部会」が設けられ、別途議論の

場が与えられる。そして、OECD職員は「Secretariat: 事務局」として各委員会や作業部会の会議運営を担い、 中立の立場から各国の提案や意見を取りまとめ、合意形成のために必要なデータ分析や合意文書の草案作成を 行う。

公的輸出信用の枠組みにおける Export Credits Divisionの位置づけ

①Export Credits Divisionの役割と所属する枠組み

では、上記枠組みの中でXCRがどのように位置づけ られるかみてみよう。XCRは、Trade Committee(貿易 委員会)の下部組織であるWorking Party on Export Credits and Credit Guarantees (輸出信用作業部会、 通称「ECG」)と呼ばれる、世界貿易の適正な発展に向 けた公的輸出信用の適切な運用について議論を行うグ ループの事務局である。また、XCRはParticipants to the Arrangement on Officially Supported Export Credits (Participants) と呼ばれる、公的輸出信用の 供与条件に関する取り決めを所管するグループの事務局 でもある。ECGの下にはPractitioners(環境社会配慮 実務者) と呼ばれるサブグループが、Participantsの下 には、CRE (Country Risk Experts) およびTEP (Technical Experts of the Participants) と呼ばれる 2つのサブグループが組織されており、計5つのグルー プの運営をXCRは行っている。

各グループの詳細については後述するが、ECGやParticipantsと各サブグループの関係にまず触れておくと、サブグループはECGやParticipantsの議論のうち、専門知識を要求される特定の分野について精査を行う専門家の集まりであり、したがって輸出信用政策に関する合意形成の意思決定権はなく、あくまでECGやParticipantsが意思決定を行う。たとえばECGや

Participantsの議論の中で、より専門的な観点から詳細検討が必要と合意がなされた場合、サブグループにそのマンデートが与えられ、各国代表の専門家が詳細検討を行う。その後、検討結果は上位組織のECGやParticipantsに報告され、その報告をもとに、政策に関する議論や合意形成が再度進むというプロセスである。

②各グループの会合の開催時期・頻度、日本からの出席者

まず、ECGおよびParticipants、そしてそれに先立つTEPで構成される本会合が3・6・11月の年3回開催される。開催期間は1週間で、この間、各メンバー国の輸出信用担当代表(Delegationと呼ばれる)がパリに集い、さまざまな国の代表者とときに情報交換をし、ときに会合の場で議論をし、そしてときに別途面談の場を持ち交渉を行うのである。日本代表を構成するのはJBICのほか、経済産業省がHead of Delegation (HoD)を務め、財務省と日本貿易保険(NEXI)も担当者を出席させている。そのほか本会合とは別に、Practitioners会合が年2回、CRE会合が年4回、開催されている。

また上述の会合に加え、年に1回NGO向けのコンサルテーション会合も設けており、11月の本会合に併せて実施される。当該会合には、鉄道など特定のセクターの業界団体や、環境保護関連のNGOなどさまざまな団体が参加し、ECGやParticipantsの活動について報告を受けるとともに、自分たちの主張をECGやParticipantsの議論に反映してもらえるよう訴える。このNGO向け会合にはECG・Participantsそれぞれの各国代表も参加する。

③Export Credits Divisionに求められるもの

XCRの職員は各グループの事務局として、1)中立性、2)意見調整・合意形成能力の2つが求められる。1)について、各議論の方向性は各メンバー国の合意に委ねられており事務局はそのサポートが仕事であるため、自身の出身国などに偏った行動はご法度である。他方で合意済事項について力強く実施していく能力も求められるといえよう。2)については、合意形成に向けて各国の意見をバランスよく反映させつつ、各国の円滑な議論のためにデータなどさまざまな情報提供も行う。したがってその提供情報の有益性が事務局の資質として問われるのである。また他方で議論の時間も限られていることから、適切に議論を収束させていく能力が求められる。したがってその観点から、事務局提案を行うこともあるが、こうした提案が最終的に合意されるかは各国の判断

次第である。

④議長の存在

各会合にはメンバー国から選ばれた議長がおり、出身国の利害から離れ、中立の立場で事務局と協力しながら会合をリードする。任期は1年であり11月会合時に議長の選任を行うが、毎年変わるわけではなく2、3年は同じ人が再任される。先般の2017年11月会合で各議長の再任が決まり、たとえばECGはスロバキア人、Participantsはフィンランド人が引き続き議長を務める。議長は事務局と密に連携しつつ、限られた時間の中で各国の意見表明の時間に配慮しながらもアジェンダを進行させていく必要がある。一方で、拙速に合意形成へとかじを切ると各国から反発を招くため、議長には繊細なバランス感覚と各国の思惑含めた議場の様子を見渡す広い視野も求められる。

加えて、議論に対する各国の意見が出揃ったときや、各国の利害・ポジションが拮抗し議論がなかなか前に進まないときなど、各国の意見を取り入れつつ妥協案として議長提案を行う。この議長提案がその後の議論のベースとなり、議論を前に進める起爆剤となる。また会合の終わりにConclusionを行うが、ここでの発言内容が次回会合に向けた各国への強制力を持った指示となる。したがって、このConclusionに自国の利害を上手く含められるかも交渉の鍵のひとつである。

⑤各グループへの新規加入と各会合への参加

ECG・ParticipantsへのAccession(加入)についても触れておきたい。まず、現行のECGメンバー国はアイスランド、チリを除く全OECD加盟国(当該2国は公的輸出信用プログラムを有さないため)、Participantsはオーストラリア、カナダ、EU、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アメリカである。

ECG・Participants並びに各サブグループへの参加は基本的にメンバー国のみ許され、その議論の内容や資料などはメンバー国以外には公開されない。しかし、参加を希望する国はその旨をXCRに表明し、ECGないしParticipantsの会合で承認されることで参加可能となる。だだし、正式なメンバーとなるにはOECD加盟国となることが求められるため、OECD非加盟国の場合は招待国(Invitee)というかたちでの参加となる。現在、BRICsやラ米、東欧、東南アジアなどさまざまな国がこの資格を有しており、ECGやParticipantsの議論に参加している。中国はOECDからブラジル、インド、インドネシア、南アとともにKey Partnerに指定されているが、ECG・

Participantsへの参加には消極的である。

ほかの国際機関(IMF、世界銀行、WTO、EBRD、ベルン・ユニオンなど)ともECG・Participantsは連携しており、彼らは必要に応じて各会合に招待され、情報提供を行っている。

2. Working Party on Export Credits and Credit Guarantees (ECG): 公的輸出信用におけるグッド・ガバナンス

ECGは上述のとおり、世界貿易の公正な発展に向け た公的輸出信用の適切な運用を行うための議論を行うグ ループである。端的にいえば、公的輸出信用の出し手で あるECAに対する、各国共通のグッド·ガバナンスルー ルを作ることを目指すグループである。Trade Committeeからのマンデートの中にも、メンバー国間の "level playing field (平等な立場)"の促進が明確に うたわれている。ECGがカバーする範囲は各メンバー国 の公的輸出信用プログラムの評価・モニタリングから、 ECAの贈賄防止に対する取り組み (anti-bribery measures)、環境社会配慮に向けた取り組み (environmental and social due diligence)、持続可 能な貸付(sustainable lending)に関するガイドライ ンなど多岐にわたる。これらトピックについてECGの各 メンバー国が、自国の状況を訴えつつも妥協点を探り合 い、互いを律する国際的な共通ルール作りを行っている。

①贈賄防止に対する取り組み

まず贈賄防止に対する取り組みについて触れると、2006年12月に採択された「公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告(OECD Council Recommendation on Bribery and Officially Supported Export Credits、以下「2006年勧告」)」があげられる。これはECAに国際商取引における贈賄防止にかかるさまざまな取り組みを勧告するものであり、JBICもこの勧告に準拠した取り組みを実施している。取り組みの実施内容には、わが国輸出企業に対する要請(誓約の提出など)が含まれるが、当該勧告の採択から10年が経過した現在、内容について見直しの機運が高まっている。

なお、贈賄防止についてはOECD内の別の組織との協業も行われている。国際商取引に関連した外国公務員に対する贈賄行為と闘うため、OECDには「国際商取引における贈賄作業部会(WGB: Working Group on Bribery in International Business Transactions)」

が設置されており、Anti-Corruption Division (ACD、 腐敗対策課)が事務局を務める。WGBおよびACDは、 1997年12月に調印された「国際商取引における外国公 務員に対する贈賄の防止に関する条約(Convention on Combatting Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions、以下「贈賄防 止条約」)」および2009年11月に採択された「国際商取 引におけるさらなる外国公務員の贈賄の防止のための理 事会勧告(Recommendation of the Council for Further Combatting Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions、以下「2009 年勧告」)」の実施状況の監視・促進の役割を担う。 2006年勧告では贈賄防止条約に言及し、ECGが公的輸 出信用によって支援された国際商取引における贈賄防止 の取組推進のための適切なグループとされている。また 2009年勧告では、贈賄防止条約調印国に2006年勧告を 批准するよう、また当該国に対し2006年勧告の実施促進 についてECGをサポートするよう言及がある。こうした 各条約・勧告の相補的側面から、XCRはECAの贈賄防 止に関する取り組みについて、ACDに情報共有などの サポートを行っている。加えて、ブラジル、ロシア、コ ロンビアなど、ECGメンバー国以外でも贈賄防止条約調 印国であり、2006年勧告批准国("Adherents"と呼 ばれる)であれば、ECGでの贈賄防止に対する取り組 みに関する議論に参加可能である。

②環境社会配慮に向けた取り組み

JBICやわが国輸出企業に影響を持つものとして、いわゆるOECD環境社会配慮コモンアプローチ(Recommendation of the Council on Common Approaches for Officially Supported Export Credits and Environmental and Social Due Diligence ("The Common Approaches"))もあげられる。これはECAが公的輸出信用を供与する際に、その供与先の環境社会配慮について確認を促すものであり、JBICはこのコモンアプローチも参考に自身のガイドラインを作成し、プロジェクト実施主体者に対し、適切な環境社会配慮の実施をお願いしている。なお、直近のコモンアプローチは2016年4月に見直しがなされたばかりのため、足許では改訂などの機運はみられない。

環境社会配慮に向けた取り組みについては、その専門家の集まりであるPractitionersによって、秋 (9~10月頃)と冬 (2月)の年2回、幅広いトピックについて議論がなされている。秋の会合はPractitioners参加国が持ち回りでホストを務めており、直近の会合 (2017年9

月開催)はノルウェーがホスト国となりSvalbard島で実施された。冬の会合はパリのOECD本部での開催だが、ワークショップも併せて開催され、民間企業の専門家や環境社会配慮関連に詳しい弁護士などを招き、より幅の広い意見交換を行っている。Practitioners会合の結果はその上位グループであるECG会合にて報告される。

③持続可能な貸付

2016年11月に改訂されたばかりの「持続可能な貸付 に関するガイドライン」は、低所得国 (Low Income Countries) に対する過度・不必要な貸付を自制するこ とをECAに求めるガイドラインである。低所得国の公的 セクターに対する先進国からの乱脈貸付によって、低所 得国の対外債務が積み重なり、貸付の本来の目的である 国内経済の発展支援や開発援助、貧困解消の達成が困 難になってしまうことを避けるため、IMFはPolicy on Public Debt Limits in Fund-Supported Programsを、 世界銀行はNon-Concessional Borrowing Policyを設 定し、低所得国の借入に制限を設けている。当該ガイド ラインは、各ECAが、IMF・世界銀行が設定した制限 を尊重し、借入不可とされた国への貸付を避け、借入可 となっている国であってもその借入余枠を考慮し、また 当該国へ貸付を検討している際にIMF・世界銀行に情 報共有を行うことなどを制定している。

そのほか、各メンバー国の公的輸出信用プログラムの評価・モニタリングの一環として、ECAのキャッシュフローや公的輸出信用プログラムの状況の報告を受けている。

3. Participants to the Arrangement on Officially Supported Export Credits: 公的輸出信用のファイナンス・ルール

ParticipantsはArrangement on Officially Supported Export Credits (以下「アレンジメント」)の参加国を指し、アレンジメントとは、公的輸出信用およびタイド開発援助の供与条件(金利条件、返済期間など)を定めたものである。そのコンセプトは、輸出に対する公的支援のファイナンス条件における"level playing field"、公的輸出支援の秩序ある運用を目指す枠組みである。

よって、Participantsのメンバー国にアレンジメント が適用されるとともに、メンバー国がアレンジメントに 関する議論を行っている。ただし、メンバー国以外のア レンジメント遵守についても、Participantsは歓迎している。

ECGがOECDの理事会によってマンデートを与えられている"公式な"組織体である一方、Participantsはその性格を有さない"非公式な"グループである。そのため理事会などへの報告義務を負わないが、事実上OECD、事務局としてのXCRのサポートを得ており、必要に応じてOECD参加国に報告を行っている。

また、アレンジメントはあくまで"紳士協定(Gentlemen's Agreement)"であり、逸脱した場合の罰則規定はない。そして大きな特徴として、ほかのOECDの勧告(Recommendation)や条約(Convention)と違い理事会による承認が不要のため、Participantsによって適時その内容の変更が可能である。したがい、日本代表およびアレンジメントに即して輸出信用を供与するJBICは、わが国企業の利益に適った変更を実現し、また不利益な変更を防御すべく、日々尽力している。

①WTO協定との関係

アレンジメント上、罰則規定はないと述べたが、WTO協定に関する文脈において、アレンジメントを遵守する理由がみえてくる。WTO協定には「補助金および相殺措置に関する協定(ASCM: Agreement on Subsidies and Countervailing Measures)」と呼ばれる輸出信用を含むさまざまな補助金の禁止協定があり、違反した場合、ほかのWTO加盟国より提訴される可能性がある。しかし、ASCM Annex Iの条項(k)第2パラグラフには以下の例外規定があり、

"Provided, however, that if a Member is a party to an international undertaking on official export credits to which at least twelve original Members to this Agreement are parties as of 1 January 1979 (or a successor undertaking which has been adopted by those original Members), or if in practice a Member applies the interest rates provisions of the relevant undertaking, an export credit practice which is in conformity with those provisions shall not be considered an export subsidy prohibited by this Agreement."

ここで言及される "international undertaking" に アレンジメントが該当し得ると考えられることから(実 際にWTOのパネル (Dispute Panel) および上級委員 会 (Appellate Body) によって支持されている) WTO

協定違反にあたらない、という解釈を根拠に Participantsの各ECAはアレンジメント準拠の公的資 金供与を行っている。他方、この "international undertaking"はアレンジメントそれ自体を明示的に指 すわけではないため、条件さえ満たせば別のアレンジメ ントも存在し得る。こうした考えのもと、中国およびア メリカのイニシアチブでInternational Working Group (IWG) というグループが組織され、アレンジメントを 代替する枠組みについて議論している。IWGの動きの 背景には、中国をはじめとした、アレンジメントに規制 されない新たな輸出大国たちの存在がある。 Participantsメンバー国はNGOなどからアレンジメント のさらなる規制強化や厳格な適用を訴えられているが、 これを許せば、非メンバー国との輸出競争において、与 信条件にかかる格差は拡がるばかりである。他方で中国 をはじめとした非メンバー国の大国にとってみれば、既 存の枠組みであるアレンジメントに参加させられること は、自国の意向が全く反映されていないルールを強制さ れることを意味するだろう。Participantsメンバー国に とってみれば、非メンバー国との不平等な輸出競争を甘 受しなければならない状況を打破するため、中国らを規 制の枠組みの議論に巻き込めるのであれば新しいアレン ジメント作成に骨を折る価値はある、という判断はあり 得よう。

IWGにはParticipantsメンバー国やブラジルを含む 18カ国が参加している(EUを 1 カ国としてカウント)。年に数回IWG会合が実施され、XCRも参加しているが、議論されるトピックは各用語の定義や適用範囲、透明性確保の方策など多岐にわたり、遅々として進んでいないのが実情である。

②アレンジメントの構成

現行アレンジメントの構成は大きく 1)公的輸出信用 (Chapter II)、2)タイド開発援助 (Chapter II)、3)通報等手続き (Chapter IV)、4)セクター了解 (Annex $I \sim VI$)に分かれる。詳細については是非現行アレンジメントの実際のテキストを参照してほしいが、以下簡単に各内容に触れる。

1) 公的輸出信用 (Chapter Ⅱ)

JBICが輸出信用について遵守するChapter IIでは、主に返済期間、金利体系、そして与信可能額を規定する。金利体系はさらにベースレートとプレミアムに分かれる。返済期間、与信可能額およびベースレートについては比較的シンプルな規定だが、さまざまなリ

スクを反映するプレミアム規定は少々複雑である。以 下金利規定について少し細かくみていく。

ベースレート(アレンジメント内ではCIRR (Commercial Interest Reference Rate) と呼ばれる) 算出規定は ECAの資金調達コストをカバーするためのもので、各 国の国債金利をベースとしている。プレミアム算出方法の詳細はAnnex IXに記載されているが、重要なファクターのひとつにカントリーリスクがある。これは公的輸出信用の供与先国を、いわゆるソブリンリスクに応じて0~7に分類するものだが、先述のCRE会合で、供与先国のカテゴリ分類について地域ごとに4つに分け毎年1回見直しが行われる。カテゴリ分類の方法は、該当国の債務返済状況・マクロ経済・財政状況の3つのファクターから導き出される定量モデルの結果をベースに、会合の場でカントリーリスクの専門家たちが定性評価について議論し、最終的なカテゴリが決定される。

いわゆるリスクフリーと考えられるカテゴリ 0 の国に対しては、市場金利を反映したプレミアム算出方法が別途存在するが、これについては2016年11月に新しい算出方法が合意されたばかりである(Through the Cycle Market Benchmarking model Blended with Actuarial Premium (TCMB-BAP) と呼ばれる)。

ベースレートやプレミアムに関する詳細な議論は TEP会合で実施されており、足許ではベースレートの 見直しが議論されている。TEP会合では、JBIC・ NEXIが交渉のテーブルについている。アレンジメントの金利体系が変更となればJBIC・NEXIが供与する輸出信用の商品性に大きな影響を与え得ることから、JBIC・NEXIの果たすべき役割は大きいといえるだろう。

2) タイド開発援助 (Chapter Ⅲ)

Chapter IIIはJBICには関係ないが、円借款など開発援助の出し手としてわが国では国際協力機構 (JICA) がその規制を受ける。タイド (Tied:資金供与国からの調達に紐づいた) 開発援助のルールは、供与可能国の限定、商業性の高いプロジェクトへの供与禁止、そしてConcessionality Level (「譲許性」と訳される。以下「CL」) に分かれる。

供与可能国の限定については、世界銀行の各国

GNI(Gross National Income:国民総所得)に関するデータを援用し、一定以上のGNIの国に対するタイド開発援助供与を禁じている。この供与可能国リストは毎年見直されるが、近年の大きな変更としては2012年に中国、タイ、チュニジアなど計7カ国が一挙に供与禁止となった。

商業性に関するルールはケースバイケースでの対応で、Chapter IVにある所定の手続きに沿って他国から商業性の確認要請が来ることによって確認される。1990年代前半には多くのタイド開発援助が商業性の確認要請に晒されたが、こうした経験の蓄積からプロジェクトの商業性の水準に関するガイダンス・ノート(Ex Ante Guidance for Tied Aid:1996年合意、2005年改訂)が作成され、以降は商業性確認要請の数は大きく減っていった。

CLとは譲許性と訳されるように、開発援助に資金 贈与の性格を持たせることを要求するものである。も ともとのコンセプトはODAの統計や政策を司るDAC (Development Assistance Committee: 開発援助 委員会)に拠る。その算出方法はまず、DDR (Differentiated Discount Rate) と呼ばれる、 CIRRに一定のマージンを乗せたディスカウント・レー トを用いてタイド開発援助の額面金額(金利含む)の 現在価値(PV)を算出する。そして、PVの額面金額 に対する割合 (PV÷額面金額) をCLとしている。 DDRはParticipantsメンバー国の主要通貨について、 返済期間に応じて設定されている。したがい、タイド 開発援助の金利とDDRが一致していればCLは0%で あり、DDRのほうが高ければCLはプラスとなる。こ れは援助国の資金調達コスト+αであるDDRと開発 援助の金利を比べたときに、当該開発援助は額面金 額を毀損していることを意味し、その毀損分を資金贈 与分と見なすのである。CLに関するルールでは、タ イド開発援助を供与する場合、35%以上のCLを課し ている。またLDC (Least Developed Country) に 分類される最貧国向けの場合は、50%以上のCLを課 している。ChapterⅡ遵守の公的輸出信用や市場金利 でのファイナンスなどはCL=0%、Grantと呼ばれる 渡し切りの資金はCL=100%と見なされる。

上述のルールが適用されないケースもある。たとえばCLが80%以上か、LDC向けのタイド開発援助については供与可能国および商業性のルールが、200万

SDR未満の開発援助については商業性のルールが免除される。他方で公的資金供与のうち一部でもタイド開発援助が含まれる場合、当該資金供与全体をタイド開発援助と見なし、上述のルールが適用される。その際、CLについてはほかのポーションとの加重平均で全体のCLを算出する必要がある。

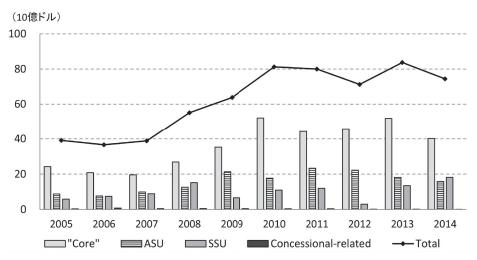
3) 通報等手続き (Chapter IV)

Chapter IVは、Participantsメンバー国間のコミュニケーション方法を規定している。そのひとつに、各ECAが個別案件に対して公的輸出信用や開発援助を供与する際に提出が求められる事前通報があげられる。これは、公的輸出信用であれば例外条項適用案件および後述するセクター了解の適用案件について、開発援助であれば原則全案件について、ファイナンス条件など基本情報を含む通報の全メンバー国・XCRへの事前提出を求めるものである。開発援助に関しては、タイドだけでなくアンタイド(Untied:資金供与国の調達に紐づかない)の開発援助も事前通報が求められる。こうした事前通報によって全メンバー国に情報が共有され、透明性の観点から"level playing field"実現を目指している。

なお、開発援助についてはタイド・アンタイドとも に原則全案件の事前通報が提出されるためおおむね 透明性が確保されているといえるが、他方で公的輸出 信用については基本的に各規定の例外条項やセク ター了解を適用した(とはいえその数は28もあるが) 案件のみ事前通報義務があるため、アレンジメント上 の通報ルールでは公的輸出信用の全体像の把握は難 しい。しかし、アレンジメントの通報ルールから少し 離れたところに、より広範な文脈で公的資金のフロー を把握する枠組みが別途あり、そこから発展するかた ちで現在、事後通報というかたちで公的輸出信用の全 案件の情報提出がECG・Participantsメンバー国に 求められている。この現行の枠組みは2011年に定めら れたものだが、今後、事前通報および金利に関する情 報提供ツールについて、包括的な検討がなされる予定 である。

そのほか「マッチング」や「コモンライン」と呼ばれる、個別案件についてのParticipantsメンバー国間での協議・交渉方法も定められている。マッチングは、ほかのParticipantsメンバー国やメンバー外の国が供与した公的輸出信用ないし開発援助と同条件で資金供

図 公的輸出信用のトレンド(2005-2014)



出所:http://www.oecd.org/trade/xcred/business-activities.htm

注: "Core" はアレンジメント (Chapter II) 遵守案件のほか、船舶 (SSU)、航空機 (ASU) を除くセクター了解適用案件、PF条件適用案件を含む。 Concessional-related は Chapter II 遵守案件のうち、譲許性融資とのパッケージのもの。

与を行いたいメンバー国が、その旨を全メンバー国に 伝えるものである。また、コモンラインはある特定の 個別案件に限って、アレンジメントからの逸脱許可を 求めるものである。コモンライン設定には原則全メン バー国の同意が必要となるが、他方で所定期間内に明 確な反対を示さない限り、その国は賛成と見なされる。

4) セクター了解 (Annex I~VI)

セクター了解(SU:Sector Understanding)とは、特定のセクターが持つ特徴や制約に鑑み、各SUのスコープの範疇にあるプロジェクトに対する公的輸出信用について規定されたファイナンス条件を適用できるという枠組みである。現在、船舶(通称:SSU)、原子力発電プラント(NSU)、航空機(ASU)、再生可能エネルギー・気候変動緩和・気候変動適応および水事業(CCSU)、鉄道(RSU)、石炭火力発電プラント(CFSU)の6つのSUがあるが、直近ではCFSUが2015年11月に合意されたのが記憶に新しい。

SUを適用するか否かは各ECAの自由なのだが、ASU・CFSUに限りそのメンバー国は各SU適用が義務となっている。またASUについては、本会合に併せて必要に応じASU ParticipantsによるASU会合が開催されている。なおASU Participantsには、ブラジルがアレンジメントのParticipantsメンバー国以外の国として参加している。

なお、SSUの所管はParticipantsではなくWP6 (Council Working Party No. 6 on Shipbuilding: 造船部会)にあり、事務局もXCRではなくStructural Policy Division, Sectoral Studies - Shipbuilding (構造政策課(造船)、以下「SHIP」)が担当している。そのためSSU改訂の意思決定機関はWP6である。なお、WP6のメンバー国はParticipantsとほぼ同じだが、カナダ、スイス、アメリカは入っていない。

現行アレンジメントテキストの解釈の関係では他 SUと同様、SSU Participantsメンバー国でなくても Participantsメンバー国であれば、自由に適用可否を 決めることができるため、たとえばSSUスコープ内の 船舶案件であっても、SSU Participantsメンバー国 か否かにかかわらず、SSU・アレンジメントのファイナンス条件いずれかを自由に選択できるというのが足 許のParticipantsの解釈である。ただしSSU・アレンジメントいずれかの全ファイナンス条件の適用が求められる(双方のいいとこどりは不可)。

WP6の日本代表は国土交通省海事局が務めており、 SHIPにも出向者を送っている。

また、SUとはいえないが、プロジェクトファイナンス(PF)を用いた案件に対してメンバー国ECAが公的輸出信用を供与する場合に適用できるPFファイナンス条件も規定されている。当該案件がアレンジメント上のPF要件を満たす場合に適用できるが、当該案件がASUまたはSSUスコープに入る場合は適用できないというルールもある。つまり、ASU・SSU以外のSU案件は、SUないしPF条件のいずれかの適用が可能だが、ASU案件はASUの、SSU案件はSSUないしアレンジメントの条件のみ適用が可能である。

③アレンジメントの歴史と現在

アレンジメント第1版は1978年にまでさかのぼる。その後、約30回ほどの改訂を重ねて現行のアレンジメントに至る。ここからも、適時変更可能なアレンジメントの性格がみてとれる。アレンジメントの歴史は、自国の輸出促進を第一に考えた輸出に対する公的金融支援が、自国財政を痛めるのみならず供与国が享受する便益が最大化されないという"不都合な真実"に直面したメンバー国が、輸出補助金を禁ずるGATTやWTOのような国際的な動きの中で、"level playing field"実現のために、もっと直截的にいえば"他国の抜け駆けを許さない"ルールを作るために、激しく交渉し妥協してきた歴史といえる。

かつて公的輸出信用に関する大きな争点は、市場金利 を下回る金利での信用供与が"輸出補助金"と捉えられ る点であった。異なる通貨間の公平性確保や、供与国カ テゴリで異なる適用金利など、各国が自国の利害を激し くぶつけ合っていたが、CIRRベースの最低金利規定や リスクベースの最低プレミアム規定の本格導入以降は、 より市場動向を反映させようとの動きはあるものの、お おむね安定して機能しているといえる。なお、CIRRベー スの最低金利の本格導入は1994年9月のことであり、当 時の議長の名をもってSchaerer Packageと呼ばれる。 またリスクベースの最低プレミアム規定は1997年6月で、 こちらもKnaepen Packageと呼ばれる。その後、2010 年2月にプレミアム規定についてバイヤーリスクやソブ リンリスクをより詳細に反映した改訂がなされ(こちら はMalzkuhn-Drysdale Packageと呼ばれる)、直近で はTCMB-BAPがあげられる。

タイド開発援助については、公的輸出信用以上に "level playing field" が追求された。開発援助の本来 の役割は、途上国など金融市場へのアクセスが限定的ないしは不可能な国に対して必要な資金を提供し、その国の経済発展などに必要な開発プロジェクトにその資金が適切に使用されることである。ここに、開発援助供与国からの機器等調達が紐づく必然性はない。しかし現実は、1980年代、各国はタイド開発援助を自国の輸出促進手段として利用した。その結果、(製品・サービス本来の質・価格による開かれた輸出競争ではなく) ECAの公的金融支援に依拠する輸出競争の激化に起因した、国際貿易取引の歪曲化に対する懸念が何度も持ちあがった。その都度、さまざまな規制が導入され、1982年にタイド開発援助に関する規定がアレンジメントに含まれた

のを皮切りに、CLの導入、部分アンタイド開発援助(供与国およびほかの限定された数からの国からの調達に紐づく開発援助)への規制適用、CLの強化、商業性ルールの導入と続いた。そして、現行のChapter IIの原型となった一連の規制が合意されたのが1991年12月であり、当時の議長が副議長や事務局代表を呼んで会合を開いた場所からHelsinki Packageと呼ばれる。なお、当時のタイド開発援助に対する規制強化の影響を最も受けた国のひとつが日本であり、OECF(当時)による開発援助戦略は、規制強化の都度変更を余儀なくされた。Helsinki Package以降、多少の改訂はあったものの(現行のDDRはShaerer Packageで導入)、大きな変更なく機能している。

SUについては、SSUがWP6によって1969年に発効され、1984年にNSUが、1986年にASUが、2005年にCCSUの前身が、2014年にRSUが、2015年にCFSUがそれぞれ合意された。また、SUにはレビュー条項があり、それに従ってParticipants(SSUについてはWP6、ASUについてはASU Participants)はセクター了解の内容の改訂要否について議論を行ってきている。その結果、SSUは2005年に、NSUは2009年に、ASUは2007年・2011年に、CCSUは2009年・2012年・2014年に改定が行われている(アレンジメント改訂の反映によるSU改訂は除く)。

そして現在、DACのODA認定方法改訂の動きを契機に、アレンジメントで使われる各用語の再定義の機運が少しずつではあるが高まってきている。もともと、いくつかの用語は(それが自明であるということを理由のひとつとして)明確な定義が提供されておらず、日本を含めたParticipantsメンバー国はそのある種の曖昧さ("useful ambiguity")による便益を享受しているといえる。しかし足許では、たとえば輸出信用(export credits)としてアレンジメントが規制するスコープや、タイド(tied)の適用範囲など、JBICやわが国企業、そしてわが国政府の戦略に大きく影響するであろう議論が始まろうとしており、一層の注視が必要である。

※筆者略歴:東京外国語大学外国語学部欧米第一課程英語専攻卒業後、2012年国際協力銀行入行。プライベートエクイティファンド投資、予算概算要求・執行を担当した後2016年1月よりOECD出向。